

## 食肉の科学誌投稿規程

日本食肉研究会は「食肉の科学」誌を刊行し、会員に配布する。「食肉の科学」誌に掲載する原稿は、総説、解説、今日の話、海外事情、資料、原著論文（一般論文、短報）および技術報告とする。原著論文（一般論文、短報）および技術報告以外は編集幹事会が依頼したものを主とする。原稿作成にあたっては、原稿作成の手引きに従って作成することとする。

1. 原著論文（一般論文、短報）および技術報告は、それぞれ 1) および 2) の要件を満たすものとする。また食肉科学の分野で有用な知見を有し、他誌に未発表のものであること、並びに投稿規程にそったものに限る。なお原著論文（一般論文、短報）および技術報告（以下、原著論文等）については審査（査読）を行う。
  - 1) 原著論文（一般論文）とは、新しい事実や価値あるデータを含み、食肉科学に寄与する内容とする。原著論文（短報）は、原著論文（一般論文）より内容が限定的であるが、食肉科学の発展に寄与する新しい知見を含むものとする。
  - 2) 技術報告は、実験、観測、調査等で得られたオリジナルデータ、または適正数のデータを統計処理して得られた知見をまとめた食肉科学分野で資料的価値の高いもので、新規性や独創性の点で原著論文としてまとめるまでには至らない内容とする。
2. 原著論文等の投稿では、第一著者あるいは責任著者が本会正会員もしくは学生会員の場合に限る。編集幹事会が依頼する原稿についてはこの限りでない。
3. 審査の有無に関わらず投稿原稿は編集責任者が受領し、審査を要する原著論文等は編集幹事会に審査を依頼する。編集幹事会は当該分野の査読者を選んで、審査を依頼する。査読者は著者に対して匿名とし、氏名は公表しない。査読者は一定期間内に審査を行って、i) 掲載可、ii) 修正後掲載可、iii) 改訂後再審査、iv) 掲載不可の判定を専用の審査用紙に結果として記入し、審査結果を編集幹事会に報告する。編集幹事会は査読者の審査報告を鑑みて掲載の採否を決定する。編集幹事会が依頼する原稿についてはこの限りではない。
4. 全ての原稿の投稿は、原則として日本食肉研究会ホームページ中の「ご入稿に関するお問い合わせ」より「メールフォーム」で編集幹事会の編集責任者へ連絡する。編集責任者より登録システムで入稿するための ID とパスワード、および郵送の場合の連絡先を返信するので、ID とパスワードで登録システムにログインして入稿を行う。原稿作成用雛形ファイル（MS Word ファイル）をダウンロードして活用し、投稿の手引きに従って作成することとする。なお郵送の場合は正 1 部とし、同時に電子媒体を提出する。投稿原稿の編集責任者受領の日を受付日とする。
5. ヒトを対象とする論文は、世界医師総会において承認されたヘルシンキ宣言（1964 年承認、2013 年修正）の精神に則って行われた研究であることとする。また動物を用いた研究は「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）」を遵守して行われたもの以外は受け付けない。これらに該当する投稿論文には倫理審査委員会等で承認された旨を本文中に明記することとする。
6. 図の修正および別刷り（50 部は無料配布）にかかる費用は著者の負担とする。
7. 著者校正は初稿 1 回限りで、字句の追加、削除等は原則認められない。
8. この規程に定められていない規定については編集委員会決定する。
9. 会誌に掲載された論文の著作権は日本食肉研究会に属する。

附則

この規程は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

平成 22 年 3 月 30 日 改正

平成 30 年 6 月 29 日 改正